

谷戸沢処分場周辺土壤中ダイオキシン類調査報告書

平成 1 1 年 3 月

東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合

はじめに

広域処分組合では、平成5年度以降、谷戸沢処分場において、公害防止協定に基づいて浸出水原水等の水質関係のダイオキシン類調査を定期的を実施してきた。また、モニタリング井戸や周辺民家井戸等についても、協定にはないが独自に調査を進めてきた。さらに9年度から、ニッ塚処分場の埋立前の状況を把握することも視野に入れ、調査対象を土壌や大気などにも広げることとし、両処分場内外において調査を実施した。それらの調査結果は、昨年8月に報告書にとりまとめ公表したところである。谷戸沢処分場に関しては、昨年6月に地元自治会、日の出町及び当組合からなる「環境保全調査委員会」が発足し、8月には同委員会決定に基づいて同処分場における各種の環境調査を拡充したが、特にダイオキシン類調査を大幅に拡充することとなった。処分組合ではこうした経緯を踏まえ、今年度も引き続き両処分場において、水質、大気、土壌等の調査を実施している。

こうした中で、昨年12月4日に、ある民間団体が実施した処分場周辺の土壌の調査結果が新聞で報道された。その結果は、広域処分組合の9年度調査結果や、昨年6月に日の出町が町内全域で実施した調査結果と大きく異なり、3倍から10倍高い値を検出したというものであった。

ところで、その公表資料は、簡単な地図に調査地点が大きな丸で示され、そこにダイオキシン類の濃度が示されているだけで、調査内容の詳細は明らかにされていない。

そこで、広域処分組合では、谷戸沢処分場周辺の土壌のダイオキシン類濃度をより広い範囲で把握するとともに、分析法による違いを調査し、今後の調査や精度管理に資するため、平成10年12月に土壌調査を実地した。

一方、昨年3月に実施した調査において谷戸沢処分場外周水路等の堆積土砂について、右岸排水路のダイオキシン類濃度が左岸に比べて高い結果であった。その後、水路の流量や安全上の問題から再調査が実施できない状況が続いたが、本年1月に調査を行ったのでその経過と結果についてもとりまとめた。

本調査報告書は、これらの結果を報告するものである。

平成11年3月

東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合

目 次

1	調査目的	1	頁
2	調査内容	1	頁
	(1) 調査方法	1	頁
	(2) 試料採取	1	頁
	ア 試料採取日		
	イ 試料採取地点		
	ウ 試料採取機関		
	エ 試料採取立会い・確認		
	(3) 試料採取から検査までのフロー	3	頁
	(4) 分析方法	4	頁
3	調査結果	4	頁
	(1) 結果の概要	4	頁
	(2) 民間団体調査地点近傍における調査結果	6	頁
	ア 組合調査地点 E・H		
	イ 組合調査地点 A・B		
	ウ 組合調査地点 Q		
	エ 組合調査地点 G		
	(3) 処分場と距離の関係	8	頁
	(4) その他	9	頁
	ア 一部地点の0.8 CDD 濃度		
	イ 地形や土地利用状況等との関係		
4	重金属類調査結果	9	頁
5	右岸排水路堆積土砂再調査と検査結果	9	頁
	(1) 経過	9	頁
	(2) 試料再採取	10	頁
	(3) 検査結果	10	頁
6	まとめ	10	頁
	[参考 1 : 大気環境調査結果概要]	17	頁
	[参考 2 : 参考資料]	17	頁

1 調査目的

- ①谷戸沢処分場周辺における土壤中のダイオキシン類濃度をより広範囲に調査し、実態を把握するとともに、過去の調査結果を検証する。
- ②調査対象が極めて微量なダイオキシン類に鑑み、分析法の違いを調査する。
- ③今後の調査や精度管理の参考とする。

2 調査内容

(1) 調査方法

調査は、環境庁水質保全局土壌調査課の「ダイオキシン類に係る土壌調査暫定マニュアル」（平成10年1月）〔以下、環境庁マニュアルとする。〕に準拠し、分析については同マニュアルとEPA（アメリカ環境保護庁）の方法によって実施した。詳細は、(4)分析方法に示した。

また、調査ではダイオキシン類用試料とともに、カドミウム等5項目の重金属類用試料も採取し含有量を分析した。

(2) 試料採取

ア 試料採取日

平成10年12月11日：6地点（地点名A・B・C・D・E・F）

平成10年12月12日：7地点（地点名G・H・J・K・L・M・N）

平成10年12月25日：3地点（地点名O・P・Q）

（注）地点名でI（アイ）は、地図等で数字の1と見誤るおそれがあるため使用していない。

イ 試料採取地点

環境庁マニュアルでは、試料の採取に当たっては、

- ・既存資料等の調査により土地の履歴が明らかな場所を選定する。
 - ・10m四方程度の裸地で落ち葉等で覆われていない場所を選定することが望ましい。
- とされている。

しかしながら、関東平野西縁部の草花丘陵に位置する谷戸沢処分場周辺では、雑木林やスギ等の植林地が多く、裸地が極めて少ない。

また、林以外の場所は、耕作や事業用地あるいは住宅地として利用され、さらに、各種施設、事業所及び一般家庭における小型焼却炉の存在、畑等における枯れ草等の自家焼却などにより、土壌調査の適地は極めて少ないのが現状である。

なお、日の出町では一昨年10月1日から町の指導により、施設や学校などでの小型焼却炉の使用は中止されている。

このため、試料採取地点の選定にあっては、地元の方々から土地の履歴を可能な限りお尋ねした上で、処分場周辺の広い範囲で調査地点を選ぶとともに、昨年12月4日に報道された民間団体調査（以下、「12・4民間調査」という。）の資料から同団体が行ったと考えられる調査地点の近傍にも地点を設定した。

具体的には、処分場を取り巻く尾根の内側では、可能な限り処分場の埋立地との間に遮るものがないか少ない地点を選び、その外側の地域では、小山、沢沿い、あるいは、谷戸沢処分場開場前に造成された土地及び処分場開場後は人の手が入っていないと推測できる草地や栗林などの多様な地点とした。

本調査の調査地点は図1に示した。図2には、これに組合の昨年1月と3月の調査地点（計8地点）を加えて示した。図3には、これらに昨年6月の日の出町の調査地点の内、図2の範囲内の調査地点（計3地点）を加えて示した。

また、参考のため調査地点の処分場から見た方角やその地点の地形等を、表1に示した。

表1 調査地点の概要

地点名	方角	位置・地形及び採取時の状況等の概要
A	北東	モニタリング井戸東側の沢沿いのゆるい斜面。雑木林で落葉多い。
B	北東	A地点の北の谷間、古い水田跡の可能性もある。杉の植林、草密生。
C	北東	ハイキングコース近傍の北東向き斜面。落葉の下は腐葉土。
D	北東	ハイキングコース近傍の南西向き斜面。落葉の下は腐葉土。
E	北東	ハイキングコース近傍の南西向き斜面。落葉の下は腐葉土。
F	南	南東向き斜面で昨年雑木を間引いた。落葉の下は腐葉土。調査地点より高い位置に2年前の建築時の焼却跡がある。離れて試料採取。
G	南	造成地で北向き斜面。現在は桜の苗木が点在し、草が密生。
H	北東	K川の上流部で礫多い。南西方向の尾根上はハイキングコース。
J	北東	H地点の上流側で礫多い。 同上。
K	東	足下田沢上流で林道沿い、小丘状の地点。杉植林地。杉の落葉。
L	東	ハイキングコース分岐点。ハイカーのゴミ多い。落葉の下は腐葉土。
M	東	ハイキングコース近傍。落葉あり。
N	東	ハイキングコース近傍。処分場を含む西側方向の眺望良好。
O	南西	花菖蒲の里の北側草地。昔は畑、約20年から非耕作地。蘚苔類有り
P	南西	玉の内街道沿い栗林。栗林となったのは処分場開場前。礫多い。
Q	南西	お寺の東側の栗林。南西方向に開けている隣接地は畑。蘚苔類有り

（備考）方角とは、谷戸沢処分場から見た調査地点の方角。

ウ 試料採取機関

（株）環境管理センター（本社：日野市）〔計量証明事業登録 東京都第485号〕

エ 試料採取立会い・確認

試料採取には、地元自治会及び日の出町の立会いをお願いした。

また、委託管理の立場から、試料採取には計量法に基づく環境計量士の資格を有する2名の処分組合職員が立会い、環境庁マニュアルに基づき適正に試料採取が行われたことを確認するとともに、写真とビデオの撮影を行った。

(3) 試料採取から検査までのフロー

試料採取は、前記の試料採取機関（環境管理センター）が環境庁マニュアルに基づき「5点混合法」により行い、採取した試料は同機関において乾燥後ふるい分け等の前処理後、同機関及び比較のため検査を依頼した海外の2社の計3機関で分析を行った。

検査機関は、以下の3社である。

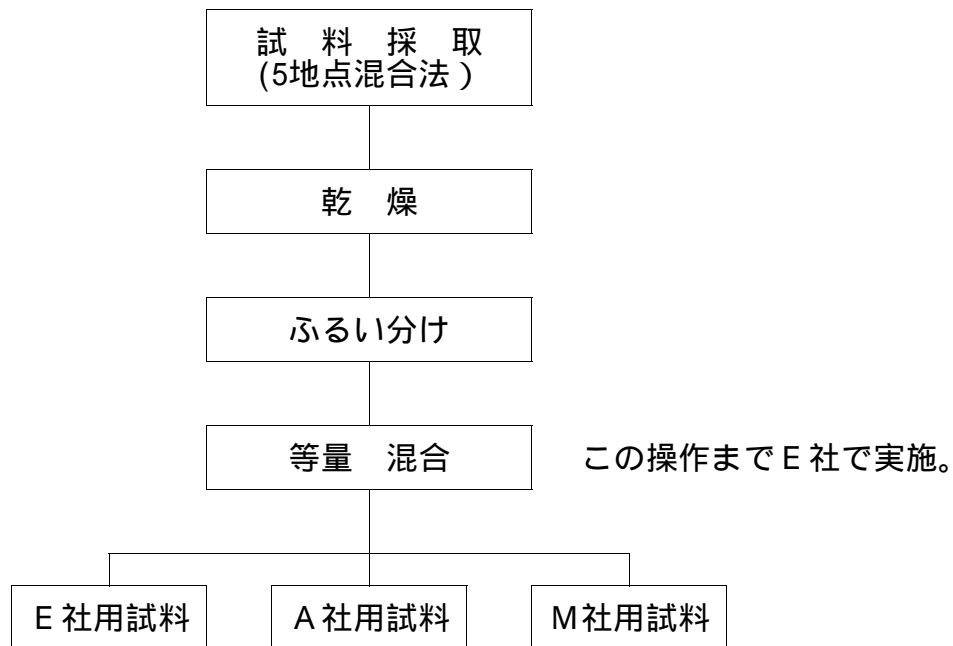
(ア) (株)環境管理センター（日野市・東京都）：以下、E社とする。

(イ) A l t a社（カルフォルニア・USA）：以下、A社とする。

(ウ) MAXXAM社（トロント・カナダ）：以下、M社とする。

なお、M社は12・4民間調査の検査機関と同一機関である。

《試料採取から検査までのフロー》



以下、各社にて



なお、試料採取の段階から複数の検査機関に行わせることも考えられるが、調査目的の一つが分析法の違いを調査することであるので、今回は、複数機関による試料採取は行わず、同一の試料を環境庁マニュアルに定められた前処理を行った後、前記の検査フローに基づき各検査機関で分析した。

同一地点における、複数機関による採取・前処理・分析については、今後の検討課題であろう。将来実施するとすれば、専門家等の意見を聞きながら、試料採取地点で複数の試料採取グループが試料採取のための活動をするものの是非を含め、詳細に方法論を検討して、調査や実験を行うなど知見を蓄積した上で必要に応じて進めていきたいと考えている。

(4) 分析方法

分析方法は、調査目的の一つである分析方法による違いを調査するため検査機関毎に以下の方法で実施した。

(ア) E社：環境庁マニュアルに基づく分析方法で実施した。

(イ) A社：環境庁マニュアル法とEPAメソッド1613に基づく方法で分析した。

(ウ) M社：EPAメソッド1613に基づく方法で分析した。

3 調査結果

(1) 結果の概要

調査結果を表2に示した。

その結果、環境庁マニュアルに基づいて分析したE社とA社の16試料の平均値は、それぞれ27pg-TEQ/gと25pg-TEQ/gで、環境庁マニュアル法によるE社とA社の結果に差はなかった。

分析は環境庁マニュアル法とEPA法で行ったが、今回の検査結果では差は認められなかった。今回の結果を、昨年1月に実施した二ッ塚処分場の開場前及び3月の谷戸沢処分場の調査（環境庁マニュアルに基づき実施。昨年8月公表）と比較すると、同程度であった。（参考までに表3に平成9年度調査結果を示した。）

なお、今回の調査結果の内、環境庁法で実施したE社の結果を同族体グラフとして図4に示した。

昨年及び今回の結果を、環境庁の「土壤中ダイオキシン類に関する検討会」の第1次報告：中間とりまとめ（平成10年11月）に記載されている参考資料1の国内外の土壤中のダイオキシン類調査事例の中の国内の概況調査結果と比較すると、全国の市町村と同様の濃度レベルであった。

このように、谷戸沢処分場周辺の土壤のダイオキシン類濃度レベルは、全国的に見てもなんら問題のないレベルにあることが再確認できた。

表2 谷戸沢処分場周辺土壤中ダイオキシン類調査結果
(平成10年12月実施)

単位: pg-TEQ/g

調査地点	検査採取日	環境庁 暫定マニュアル		E P A メソッド1613		平均
		E社	A社	A社	M社	
A	12/11	1.7	1.3	-	-	1.5
B	12/11	2.5	2.5	2.4	2.7	2.5
C	12/11	3.6	3.0	-	-	3.3
D	12/11	2.2	2.1	-	-	2.2
E	12/11	3.9	3.6	3.8	-	3.8
F	12/11	4.7	4.5	-	-	4.6
G	12/11	2.2	2.1	2.5	-	2.3
H	12/12	1.4	1.4	1.5	1.6	1.5
J	12/12	1.9	2.0	-	-	2.0
K	12/12	3.9	3.7	-	-	3.8
L	12/12	4.2	4.1	-	-	4.2
M	12/12	4.0	3.7	-	-	3.9
N	12/12	3.8	3.6	4.1	4.3	4.0
O	12/25	6.1	6.5	-	-	6.3
P	12/25	1.1	1.1	-	-	1.1
Q	12/25	8.5	8.1	-	7.8	8.1
平均		2.7	2.5	-	-	-
最大		4.7	4.5	-	-	-
最小		6.1	6.5	-	-	-

表3 平成9年度土壌調査結果
(平成10年8月公表)

単位: pg-TEQ/g

調査地点	調査結果	備考
谷戸沢処分場埋立地外側・北	18	本設モニタリング井戸A近傍
〃 ・西	26	管理センター近傍
〃 ・東	14	モニタリング井戸近傍
〃 ・南	38	斎場入口近傍
平均値	24	
二ッ塚処分場埋立地外側・北	44	馬引沢峠近傍
〃 ・東	26	管理センター近傍
〃 ・南	37	防災調整池近傍
平均値	36	
(旧)玉の内事務所	9.3	処分場の南東約2kmに所在

- (備考) 1 谷戸沢処分場では処分場埋立地外側地点(東西南北の合計4地点)で平成10年3月に調査した。二ッ塚処分場は、処分場埋立地外側地点の東・南・北の3地点と処分場外の処分組合(旧)玉の内事務所の計4地点で一部供用開始(平成10年1月29日)前に調査した。
2 両処分場の平均値を比較すると、谷戸沢処分場(24pg-TEQ/g)、二ッ塚処分場(36pg-TEQ/g)で一部供用開始前の二ッ塚処分場が高い結果となった。

(2) 民間団体調査地点近傍における調査結果

民間団体公表資料は、先に述べたように地図上に調査地点が大きな丸で示され、その地点のダイオキシン類の濃度が示されている極めて簡単なものである。このように調査地点の詳細は不明なため、組合は地図から読み取った地点の近傍での試料採取に努力した。その結果は組合調査結果との比較表として表4に示した。

なお、特に断らない限りこの項ではE社が環境庁法で実施した結果を用いた。

ア 組合調査地点E・H(民間団体調査地点1近傍)

E地点は39pg-TEQ/gで、H地点は14pg-TEQ/gであった。A社の結果は、環境庁法がそれぞれ36pg-TEQ/gと14pg-TEQ/gで、EPA法は同様に38pg-TEQ/gと15pg-TEQ/gであった。民間団体と同じ検査機関であるM社のH地点の結果は、16pg-TEQ/gで民間団体発表の101.72pg-TEQ/g【注】とは異なる結果であった。このようにM社の結果においても、特別高い結果は得られなかった。

【注】環境庁マニュアルに基づく調査であるならば有効数字は2桁とすべきである。

(以下同じ。)

イ 組合調査地点A・B(民間団体調査地点2近傍)

A地点は17pg-TEQ/gで、B地点は25pg-TEQ/gであった。A社の結果は、環境庁法がそれぞれ13pg-TEQ/gと25pg-TEQ/gで、EPA法はB地点のみであるが、24pg-TEQ/gで

あった。民間団体と同じ検査機関であるM社のB地点の結果は、27pg-TEQ/gで民間団体発表の293.72pg-TEQ/gとは異なる結果であった。このように、M社の結果においても、高い結果は得られなかった。

ウ 組合調査地点Q（民間団体調査地点3近傍）

Q地点は8.5pg-TEQ/gであった。A社の結果は環境庁法のみであるが8.1pg-TEQ/gであった。民間団体と同じ検査機関であるM社の結果は、7.8pg-TEQ/gで民間団体発表の112.80pg-TEQ/gとは異なる結果であった。このように、M社の結果においても、高い結果は得られなかった。

この他、Q地点に近いO地点とP地点はそれぞれ6.1と11pg-TEQ/gであった。両地点におけるA社の結果は、環境庁法のみであるがそれぞれ6.5pg-TEQ/gと11pg-TEQ/gであった。

また、昨年6月に日の出町が実施した調査地点がO地点の近くにあるが、その地点は15pg-TEQ/gであった。P地点の南方向にも同じ調査地点があり、この地点では町が精度管理のため同一地点で2つの試料を採取したとのことであるが、結果は7.5と8.5pg-TEQ/gであった。さらに、この地点の南方向には昨年1月の組合の調査地点があり、結果は9.3pg-TEQ/gであった。この地域では昨年1月と12月は組合により、6月は日の出町により合わせて6地点で調査が行われたが、その結果は約6～15pg-TEQ/gであった。

エ 組合調査地点G（民間団体調査地点4近傍）

G地点は22pg-TEQ/gであった。A社の結果は、環境庁法が21pg-TEQ/gで、EPA法は25pg-TEQ/gであった。民間団体発表の69.300pg-TEQ/gとは、異なる結果であった。なお、この地点では組合と民間団体の調査結果との乖離が最も少なかった。

また、G地点の北側のF地点は47pg-TEQ/gで、G地点の北西方向で昨年6月に日の出町が調査した地点は9.5pg-TEQ/gであった。F地点が比較的濃度が高いが、同地点では2年前の建物建設時に廃材が焼却され、現在も行事の際に木材を焼却することを確認していたため、十分に注意して試料を採取したがこうした焼却の影響を受けた可能性が否定できない。

以上のとおり、本調査では民間団体が試料を採取したと推測できる地点を取り巻くように近傍においても試料採取し検査したが、12・4民間調査のような数値は全く検出されなかった。

表4 調査結果比較表

単位：pg-TEQ/g

	調査主体	広域処分組合				住民団体	
	検査機関	E社	A社	M社		住民団体調査地点名	
	検査方法	環境庁法		EPA法			
	調査地点名			EPA法?			
ア	E	39	36	38	-	101.72	調査地点1
	H	14	14	15	16		
イ	A	17	13	-	-	293.72	調査地点2
	B	25	25	24	27		
ウ	O	6.1	6.5	-	-	-----	
	P	11	11	-	-	-----	
	Q	8.5	8.1	-	7.8	112.80	調査地点3
エ	F	47	45	-	-	-----	
	G	22	21	25	-	69.300	調査地点4

(注) 試料量に限りがあるため、すべての検体を3機関で分析していない。

(3) 処分場との距離の関係

結果を処分場との関係で見ると、処分場からの距離と土壌濃度に相関はなかった。

例えば、E地点(39pg-TEQ/g)とH地点(14pg-TEQ/g)、F地点(47pg-TEQ/g)とG地点(22pg-TEQ/g)のように処分場に近い地点の濃度が高い場合もあるがこれ以外の地点を見ると、

- ・ 尾根を挟んで調査したC地点(36pg-TEQ/g)とD地点(22pg-TEQ/g)では、処分場に近いD地点が明らかに低かった。
- ・ AとB地点についても処分場に近いA地点(17pg-TEQ/g)がB地点(25pg-TEQ/g)より低く、さらにこの両地点から処分場と反対方向に当たる北東のM地点(40pg-TEQ/g)、東のK地点(39pg-TEQ/g)及び南東のN地点(38pg-TEQ/g)の各地点は、両地点に比べ高かった。
- ・ 処分場の南西方向のO地点(6.1 pg-TEQ/g)、P地点(11pg-TEQ/g)及びQ地点(8.5 pg-TEQ/g)においても処分場に近い地点が高いという傾向は見られなかった。

また、表3に示すように平成9年度調査では、昨年1月の埋立開始前の二ツ塚処分場埋立地外側・南(防災調整池近傍。谷戸沢処分場の中心から約1km)で37pg-TEQ/g、この地点よりさらに約800m離れた同・北(馬引沢峠近傍)では逆に44pg-TEQ/gと高く、そのほぼ中間地点の同・北(管理センター近傍)で26pg-TEQ/gであった。

このように今回と9年度の調査結果を総合的に評価すると、調査地点の処分場からの距離とその地点の土壌濃度との間に関係は認められないと言える。

(4) その他

ア 一部地点の0。CDD濃度

処分場東側の一部の地点（E、L、K、M及びNの各地点）で0。CDD濃度が高かった。すなわち、L地点ではその実測濃度が11,000pg/g（TEQでは、11pg-TEQ/g）を測定するなど、これらの地点の0。CDD濃度は明らかに他の地点に比べて高く、これらの組成パターンは農薬の影響があることを示している。

イ 地形や土地利用状況等との関係

過去の組合の調査結果を含め、非常に大まかであるが雑木林や植林地で濃度が高く樹木のない平地で低い傾向が見られた。

4 重金属類調査結果

本調査では、カドミウム等5項目の重金属類の土壌中含有量についても調査した。試料はダイオキシン類用試料採取点の極く近傍で5点混合法により採取した。結果は表5に示した。東京都の「土壌汚染対照地調査結果（昭和58年3月）」と比べると、多くの項目は東京都山地部と市部のそれぞれの平均値を下回っていた。また、Bowenの天然ふ存量と比較すると、すべての項目がその範囲内であった。

表5 重金属類調査結果

単位：mg/kg

調査名		項目結果	カドミウム	鉛	ひ素	水銀	亜鉛
今回調査 16地点	平均値		0.3	25.2	7.2	0.116	7.9
	最大値		0.4	38.8	12.5	0.154	11.0
	最小値		0.1	10.1	4.3	0.064	6.5
東京都 調査平均値 ¹	山地部		0.52	35.6	3.47	0.168	10.7
	市部		0.28	31.5	2.55	0.250	12.4
天然ふ存量 ²			0.01~0.7	2~200	0.1~40	0.01~0.3	10~300

1：土壌汚染対照地調査結果（昭和59年3月 東京都環境保全局）

2：出典 H.J.M.Bowen, "Trace Element in Biochemistry", Academic Press(1966)

5 右岸排水路堆積土砂再調査と検査結果

(1) 経過

昨年3月に実施したダイオキシン類調査において、右岸排水路のダイオキシン類濃度が左岸に比べて高かった。このため、組合では右岸排水路の状況とその流域を直ちに調査するとともに、再検査を行うこととした。

排水路の上流である外周水路は、処分場周辺の林や外周道路及び最終覆土層工事の施工済の区域等の雨水排水を排除する機能を有する施設である。

現場調査の結果、排水路自体や流域に異常はなく、特に原因も考えられないことから

一過性の問題と考えられたが、最終的には再検査の結果を見て判断することとした。

再検査には排水路の底部に堆積した土砂を採取する必要があるが、昨年は度重なる大雨のために水路の水量が多く水深もあることから、作業時の安全が確保できないため、10月末までは試料が採取できなかった。

その後、11月に入り降雨がほとんどなく水路の水量も減少したため、試料採取を試みたが、検査に必要な量の試料が採取できず、その後も同地点への土砂堆積が進まなかったため、1月中旬に同地点での試料採取は当面不可能と判断した。

(2) 試料再採取

以上の状況を踏まえ、同地点の上流部等で試料が採取可能か調べたところ、昨年の調査地点の約100m上流の流量観測用三角堰の上流部に検査に最低限必要な量の土砂が堆積していることが分かった。

両地点の間では降雨時に貯留堤下流側の一部の道路排水が流入するが、その集水面積は全体から見て極めて小さいことから、右岸排水路の状況を把握する上で何ら問題はない。試料採取は、水路幅が1.5mと狭いため、昨年の調査と同様に水路の上・下流方向の5地点混合法により、本年1月19日にE社職員により試料を採取した。

(3) 検査結果

試料はE社で乾燥等の前処理後、A社(USA)で分析した。

結果は18pg-TEQ/gであった。このように、昨年3月の同地点の堆積土砂の問題は、当初の現場調査結果などから判断したように一過性の問題であると考えられる。

なお、今後も組合では「環境保全調査委員会」決定に基づき、排水路等の堆積土砂の調査を継続に行うこととなっている。

6 まとめ

今回の調査により、広域処分組合では谷戸沢と二ツ塚の両処分場とその周辺でこれまでに計24地点で土壌調査を実施したことになる。その結果は、なんら問題のないレベルであり、これまで実施した大気環境の調査結果を勘案しても、処分場が周辺環境に影響を及ぼしていないと判断できる。さらに、今回の調査により、平成9年度に実施し昨年8月に公表した調査結果の信頼性が確認できたと考える。

また、昨年左岸に比べて比較的高い数字が検出された右岸排水路の堆積土砂の再検査の結果は通常の土壌のレベルであり、昨年の調査で検出された数値は、一過性の問題と考えられる。

図1 土壤調査地点図

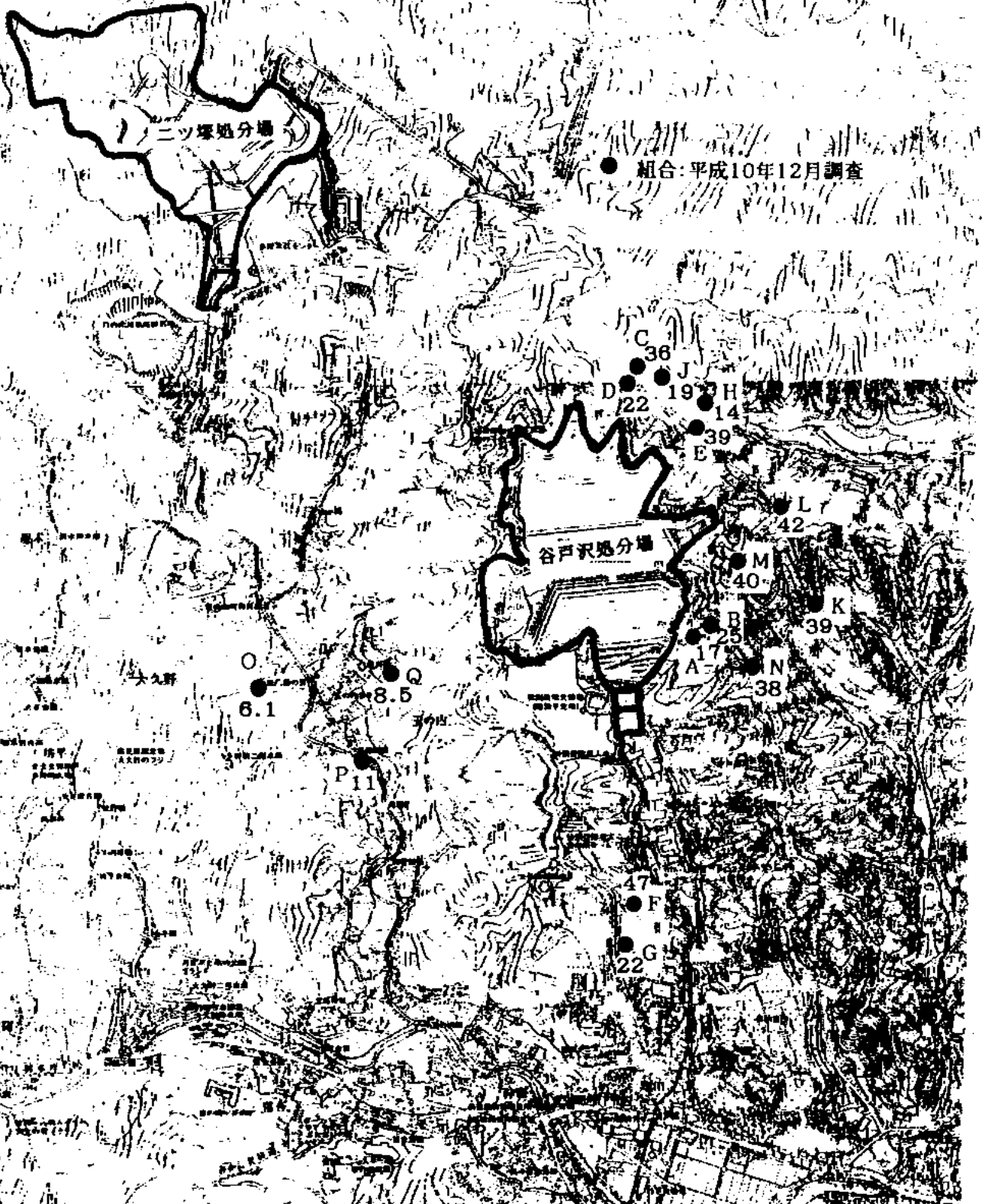


図2 土壤調査地点図

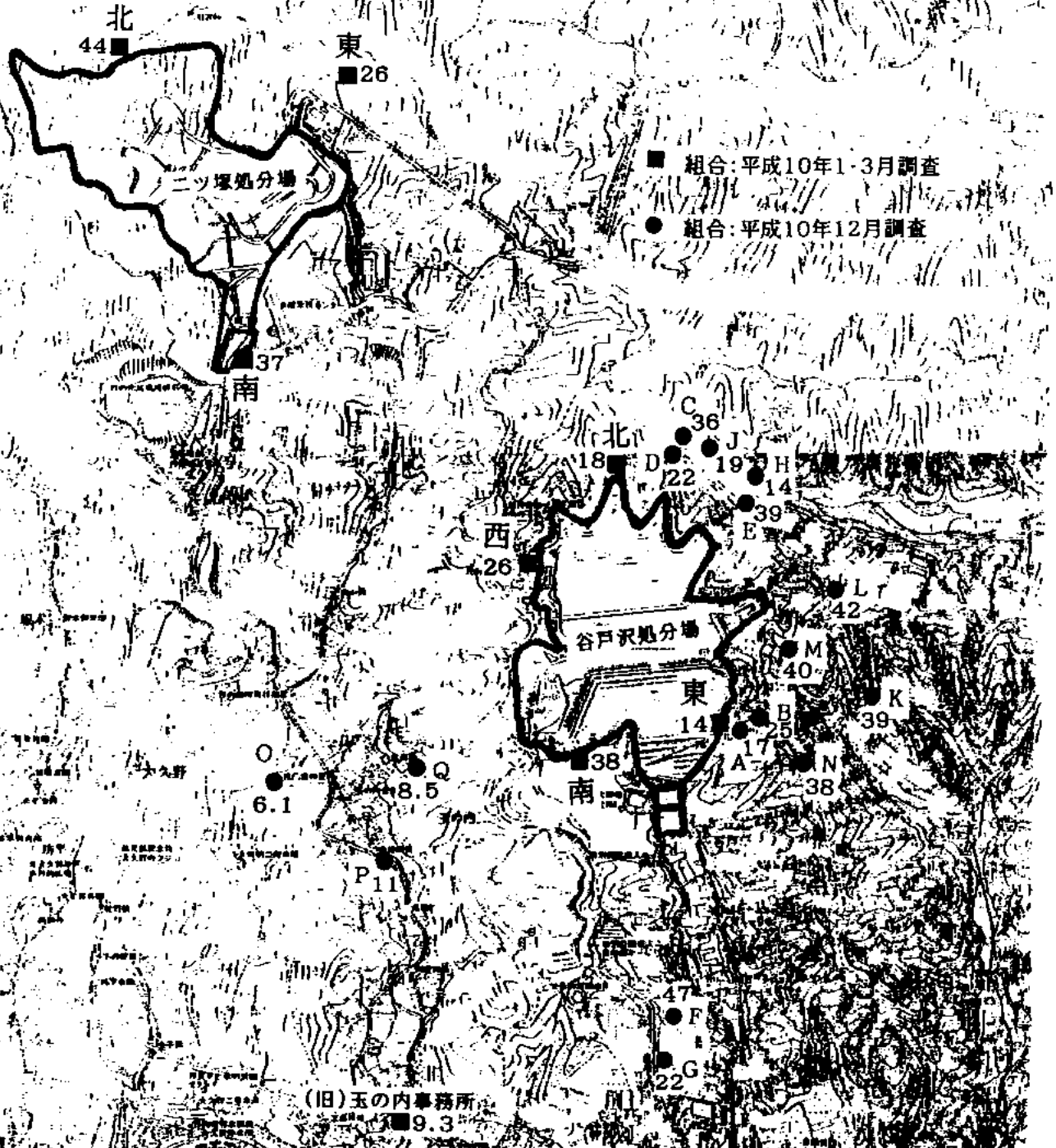


図3 土壤調査地点図

(日の出町調査追加図)

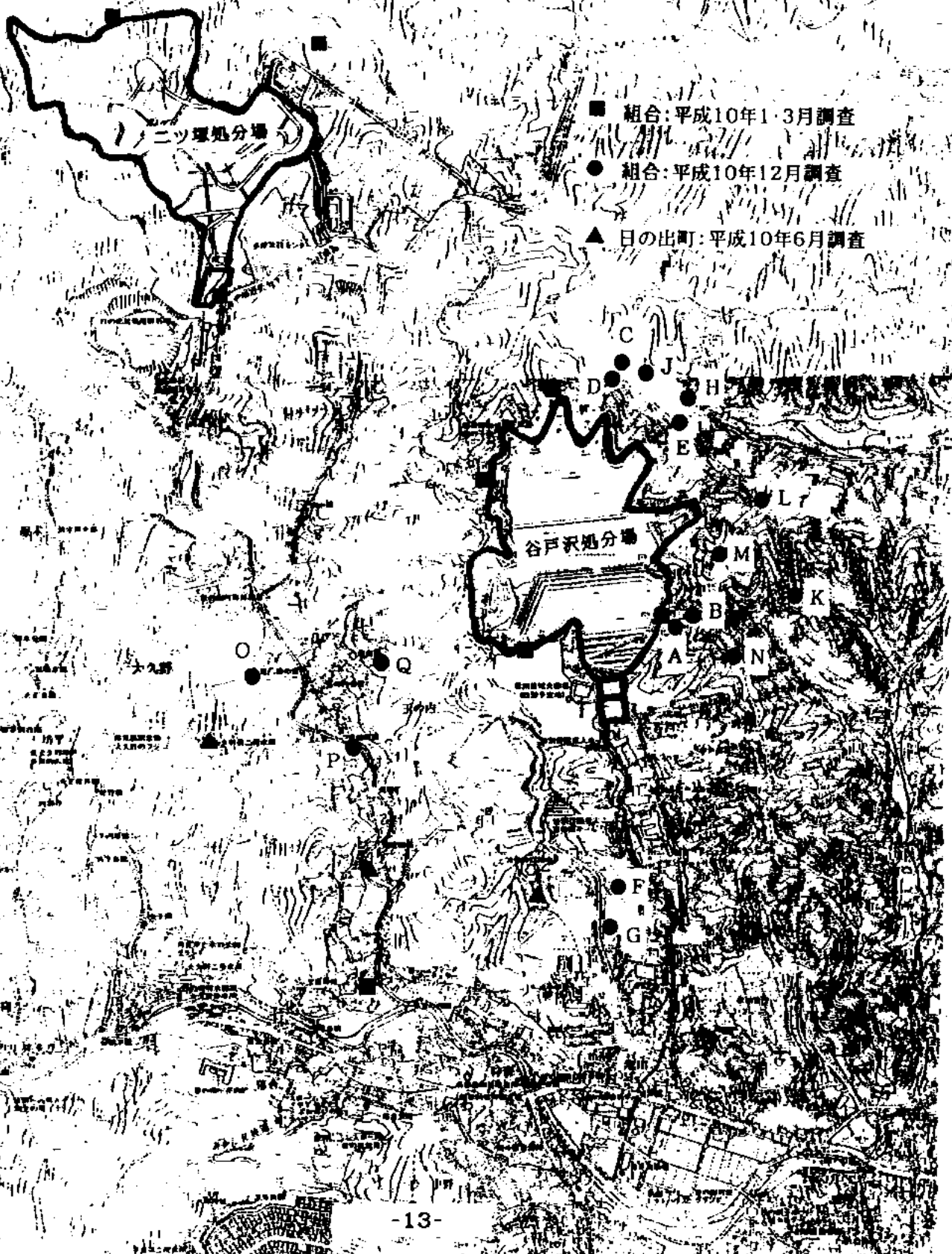
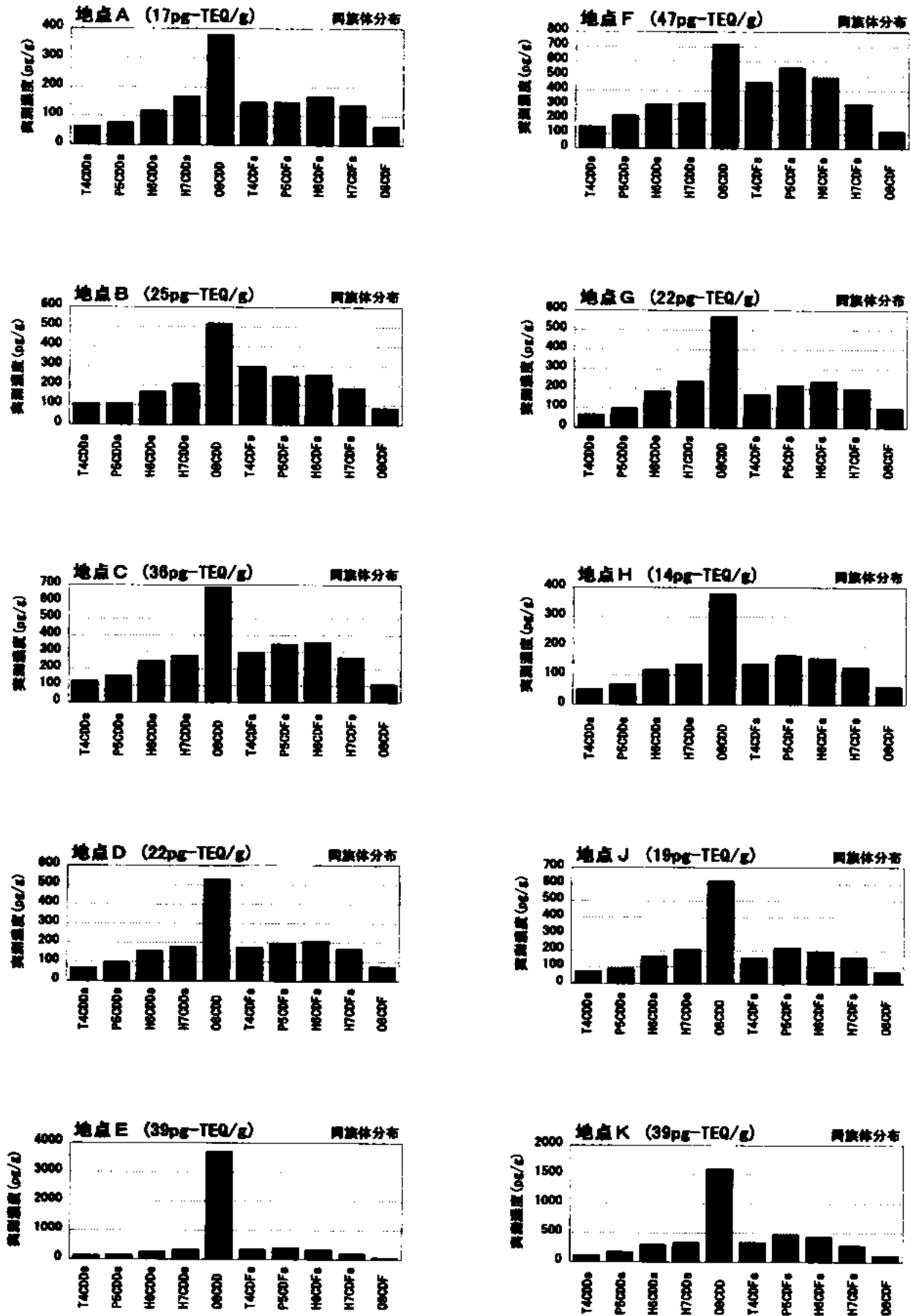


図4 ダイオキシン類同族体グラフ



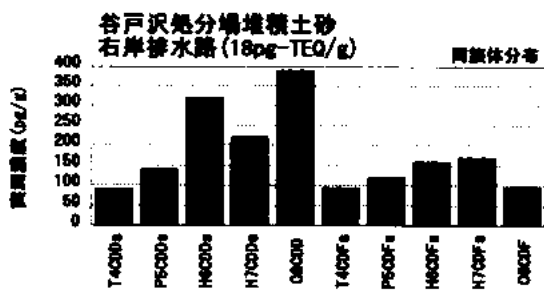
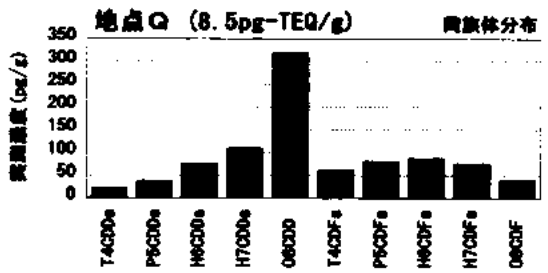
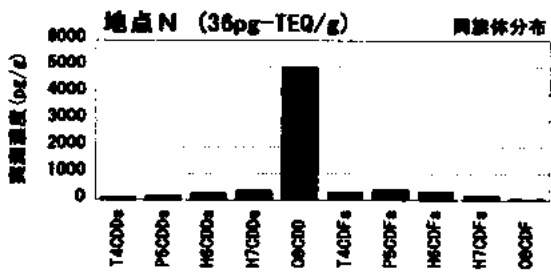
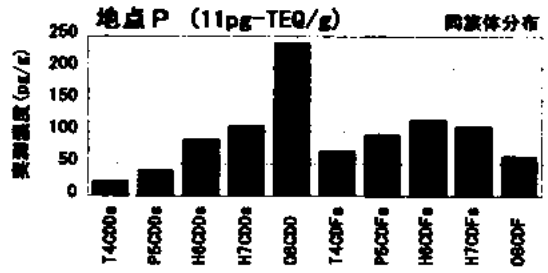
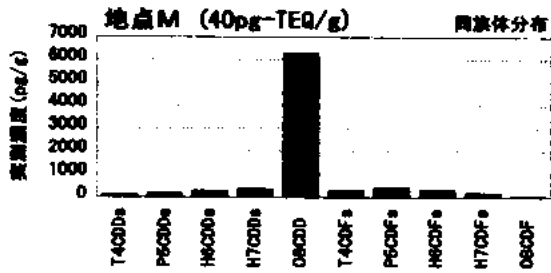
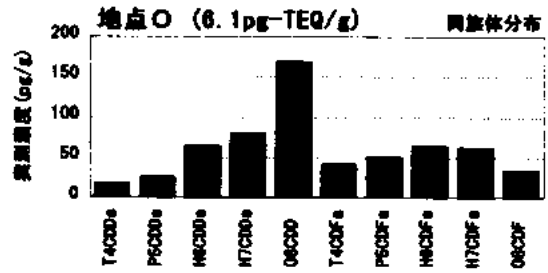
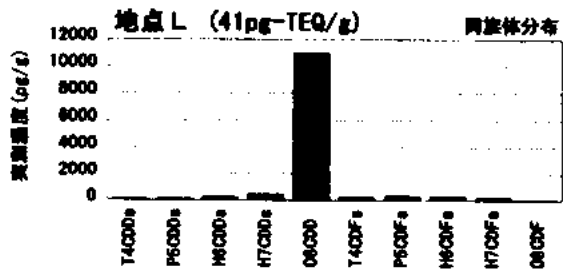


表6 大気環境中ダイオキシン類濃度の推移

単位：pg-TEQ/m³

調査年月日 試料名	第1回	第2回	第3回	第4回		第5回		備 考
	平成10年1月 12日～13日	平成10年1月 26日～27日	平成10年6月 11日～12日	平成10年8月 25日～26日	平成10年8月 26日～27日	平成11年2月 2日～3日	平成11年2月 3日～4日	
谷戸沢処分場・北	- - - -	- - - -	0.24	- - - -	- - - -	- - - -	- - - -	
谷戸沢処分場・西	- - - -	- - - -	0.28	- - - -	- - - -	- - - -	- - - -	
谷戸沢処分場・東	- - - -	- - - -	0.19	- - - -	- - - -	- - - -	- - - -	
谷戸沢処分場・南	- - - -	- - - -	0.26	0.11 0.14	0.22 0.19	分析中	分析中	注1)
谷戸沢処分場・埋立地内Ⅰ期東側	- - - -	- - - -	0.24	- - - -	- - - -	- - - -	- - - -	
谷戸沢処分場・埋立地内Ⅲ - 2期中央	- - - -	- - - -	0.27	- - - -	- - - -	- - - -	- - - -	
二ツ塚処分場・北	0.093	0.27	- - - -	- - - -	- - - -	- - - -	- - - -	6月以降調査不能
二ツ塚処分場・西	- - - -	- - - -	- - - -	- - - -	- - - -	分析中	- - - -	
二ツ塚処分場・中央	- - - -	- - - -	0.22	- - - -	- - - -	分析中	- - - -	
二ツ塚処分場・東	0.079	0.29	0.21	0.14	0.22	分析中	分析中	
二ツ塚処分場・南	0.12	0.30	0.26	- - - -	- - - -	分析中	- - - -	
(旧)玉の内事務所	0.15	0.34	0.30	- - - -	- - - -	- - - -	- - - -	10年3月末業務所

注1) 平成10年8月の谷戸沢処分場・南においては、精度管理のため同一地点で2試料を採取した。

注2) 環境庁が定めた大気環境指針：0.8pg-TEQ/m³

〔参考1：大気環境調査結果概要〕

処分組合が、これまで処分場内やその周辺で実施した5回の大気環境調査結果（ただし、本年2月実施の試料は分析中。）を表6に示した。

その結果は、概ね0.2pg-TEQ/m³台で、環境庁の指針値（0.8pg-TEQ/m³）を大きく下回っており、都内でも非常に低い濃度レベルにあることが確認されている。

なお、昨年6月、日の出町が町域全域で実施した大気環境の調査結果も同様の結果であった。

〔参考2：参考資料〕

- (1) ダイオキシン類に係る土壌調査暫定マニュアル
：環境庁水質保全局土壌調査課（平成10年1月）
- (2) 土壌中ダイオキシン類に関する検討会の第1次報告中間とりまとめ
：環境庁（平成10年11月）
- (3) ダイオキシン類調査結果報告書：広域処分組合（平成10年8月）
- (4) ダイオキシン類の環境濃度調査結果：日の出町（平成10年8月）

本報告書を許可無く複製・複写することを断りします。

また、本報告書に関する問い合わせは、下記にお願いいたします。

東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合

☎183-0052 東京都府中市新町2丁目77番地の1
（東京自治会館内）

☎ 042-385-5947~9

ホームページ：<http://www.tokyo-shobunkumiai.com>

Eメール：sskumiai@tokyo-shobunkumiai.com